

介護老人保健施設とは？

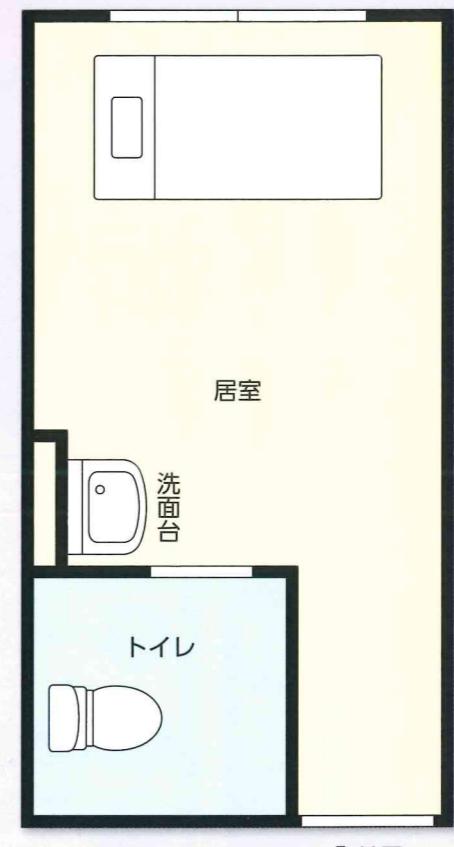
介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。

施設概要

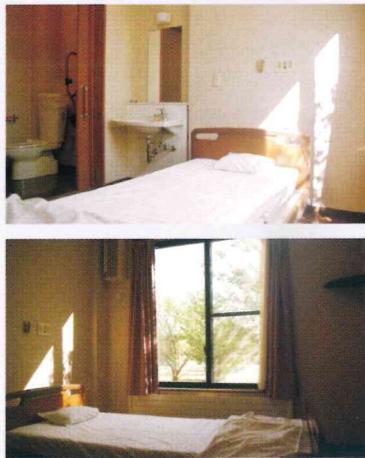
- 施設の名称 介護老人保健施設 PFC藤の里
- 開設 2004(平成16)年4月1日
- 設置主体 医療法人社団 清靖会
- 施設規模 入所100室 全室個室・通所リハビリ30名
- 敷地面積 19,660m²
- 構造・面積・規模 鉄骨造り(平屋建) 5,153m²
- 通所リハビリテーション面積 226m²
- ユニット数 9ユニット
- 施設長 片倉朋和
- 職員構成 医師・看護師・介護職員・管理栄養士
理学療法士・作業療法士・介護支援専門員
支援相談員・事務職員
- 協力病院 濑峰診療所・栗原中央病院
(歯科) まさと歯科医院



居室のご案内



●居室面積	14.8m ²
●ユニット定員	きんもくせい …… 13名 やなぎ …… 13名 うめ …… 12名 しゃくなげ …… 12名 あやめ …… 10名 くり …… 10名 けやき …… 10名 かつら …… 10名 こすもす …… 10名
●居室面積	14.8m ²
●ユニット定員	きんもくせい …… 13名 やなぎ …… 13名 うめ …… 12名 しゃくなげ …… 12名 あやめ …… 10名 くり …… 10名 けやき …… 10名 かつら …… 10名 こすもす …… 10名



主な施設特色

<施設屋内>

①「平屋建築」のため、移動の身体的負担が少ない。



②「ユニット型個室」

共有スペースであるリビングを囲むように10~13室の居室が配置され、家庭的な雰囲気で生活を送ることができます。
また、トイレ、洗面所を全室に設置しております。



③暖房器具は風を発生させないオイルパネル式を採用。



④身体状況に応じた、機械浴室・一般浴室の他に、各ユニットにシャワー室・個浴室を設け、衛生面にも配慮しました。



<施設屋外>

⑤散歩道(散策路)には、負担の少ない木チップを使用しています。



⑥施設南側・西側に田畠地を設け、庭園や菜園としてご利用できます。

『藤の里』を利用される皆様に、 安心な生活を送っていただきたい

そのために私たちは、それぞれの個性にあった多様かつ、きめ細やかなサービスで介護・リハビリ・心のケア等、十分な心身療養を行ってまいります。同時に高齢者の方々の自立支援や家庭への復帰に於いても、ご家族様の協力のもと支援させていただきます。



「介護老人保健施設 藤の里」で提供している介護サービス

長期入所

要介護 1～5 の認定を受けられている方で、症状安定期にあり、入院治療は要さないが、看護・介護・リハビリテーションを中心とした医療、ケアを必要とする方で、家庭復帰を目指に利用いただけます。ご利用期間は 1 ヶ月以上の長期間のご案内となります。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

対象となる方は介護認定を受けている方です。介護度によりますが、最短 1 日から 30 日間まで可能です。介護しておられるご家族の方が、冠婚葬祭や旅行、病気などで一時的に介護できなくなった場合、また介護者の休息のために介護者に代わって支援を行います。

通所リハビリテーション

対象となる方は介護認定を受けている方です。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ご家庭から通っていただき、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで行います。

(併設) 居宅介護支援事業所

介護を必要とされる方が、適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

通所リハビリテーション 藤の里

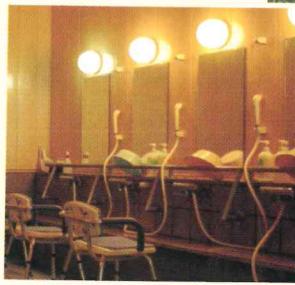


●1日のスケジュール

- ～ 9:30 送迎
- 9:30～10:00 健康チェック
- 10:00～12:00 入浴
- 12:00～13:00 昼食
- 13:00～14:00 お昼寝タイム
- 14:00～15:00 体操&レクリエーション
- 15:00～15:30 おやつタイム
- 15:30～ 送迎

※リハビリテーションの実施時間は利用者様により異なりますので、担当相談員にご確認ください。

ご相談、ご見学随時受付しています。体験利用もできます。
通所リハビリテーション 藤の里 ☎0228-38-3233



居宅介護支援事業所 藤の里



●ケアマネジャーの役割

要介護認定を受けた方からの相談を受け、心身の状況や置かれている環境に応じケアプランを作成し、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を取りまとめます。

●ケアプランとは

要介護認定を受けた方のご希望に沿った介護サービスを利用できるように、必要性と利用限度額や回数に基づいて作成される介護サービスの計画です。自分でも作成できますが、依頼頂ければケアマネジャーが作成します。

ご自宅での介護や、介護保険の悩みをご相談ください。

居宅介護支援事業所 藤の里 ☎0228-38-3233